

未払い賃金時効延長へ

厚労省検討会 現状2年「見直し」を

が発覚した企業は、実際の

違法期間がより長い場合で

も、2年分を上限に未払い

残業代を払うことが多い。

だが、改正民法でお金を

請求できる期間が原則5年

とされ、このまでは労基

法の特例期間が民法の規定

よりも短くなってしまうた

め、厚労省の検討会で議論

していた。

検討会では「労働者を守

るために労基法の規定が、

民法の規定を下回ることは

認められない」といった意

見が大勢を占め、見解では

「2年のまとめる合理性

は乏しく、労働者の権利を

拡充する方向で見直しが必

要」と結論づけた。

何年に延長するかは、労

使の代表者や学識者らで構

成する労働政策審議会（厚

労相の諮問機関）で今夏か

れこれに基づき、違法残業

代を「2年」とする特例が

つくれられた。そして、1947年制定

の労基法で未払い賃金を請求

できる権利が消滅する時

間を「2年」と定めている。

1896年制定の民法

は、さかのぼってお金を請

求できる期間を原則「10

年」とし、賃金の請求に限

り、「1年」としてい

るための労基法の規定が、

民法の規定を下回ることは

認められない」といった意

見が大勢を占め、見解では

「2年のまとめる合理性

は乏しく、労働者の権利を

拡充する方向で見直しが必

要」と結論づけた。

何年に延長するかは、労

使の代表者や学識者らで構

成する労働政策審議会（厚

労相の諮問機関）で今夏か

れこれに基づき、違法残業

代を「2年」とする特例が

つくれられた。そして、1947年制定

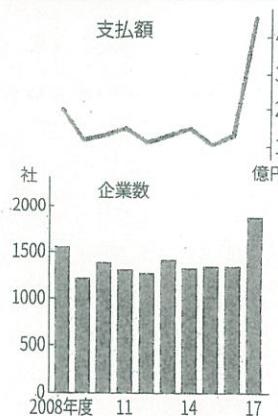
の労基法で未払い賃金を請求

できる権利が消滅する時

間を「2年」と定めている。

検討会、結論ずれ込む

残業代の未払いが増えている



労使間の隔たり埋まらず

する方針を示した。だが、具体的な延長期間や法改正の時期は盛り込まれなかつた。今後は、今秋にも厚労相の諮問機関である労働政策審議会で議論する。厚労省は改正民法の施行をにらみ、早ければ20年の通常国会にも改正法案を提出した。だが、労政審に議論の場が移つても、労使間の隔たりが埋まるかどうかは見通せないままだ。

17年度に残業代の未払いは改めて予定だった。だが、経営側が「システム改修や要」と明記、請求期間を延長する方向で一定の見直しが必要となることを検討していた。当初は18年夏にも取りくたつても具体的な延長期間で結論が出ないままだ。

厚労省では17年末に検討会を設け、労基法を改正して請求期間を最長5年に延長する案などを議論してきた。が、経営側が反対、当初の取引と定めた予定から1年近くたつても具体的な延長期間で結論が出ないままだ。

13日に示した報告書案では過大な負担となるなどの理由で反対。延長を求める労働者側との意見の調整がつかず、取りまとめは約1年後ろにずれ込んだ。13日に示した報告書案では、「将来にわたり現行の社員に対する賃金額は、労基法上で定める2年の請求期間を最長5年に延長する案などを議論してきた。当初は18年夏にも取りくたつても具体的な延長期間で結論が出ないままだ。

現在、労働基準法では未

払い賃金を請求できる期間

を2年と定めている。だが、

改正民法では賃金に関する

権利の消滅時効を1年から

原則5年に延長する。その

結果、労働者保護のため、

民法よりも優先して適用さ

れる。

働き方改革が進み始めたな

どで、未払い賃金の請求問

題も早期に結論を出すこと

の取材に「見解は労政審で明らかにする」と述べた。厚労省は、結論を出す時期は見通せないとしており、改労基法の施行時期が、20年4月よりも後ずれする可能性もあるとしている。

(村上亮一)

未払い賃金請求 延長期間で対立

企業に未払い賃金を請求

できる期間の延長を巡り労

使間の対立が続いている。

厚労省は2020年4

月の改正民法施行をにら

んで有識者検討会を設置。現

在する労基法の方が請求期間

が短くなるという「ねじれ」

が生じてしまう。

厚労省では17年末に検討

会を設け、労基法を改正し

て請求期間を最長5年に延

長する案などを議論してき

た。当初は18年夏にも取り

くたつても具体的な延長期

間で結論が出ないままだ。

現在、労働基準法では未

払い賃金を請求できる期間

を2年と定めている。だが、

改正民法では賃金に関する

権利の消滅時効を1年から

原則5年に延長する。その

結果、労働者保護のため、

民法よりも優先して適用さ

れる。

働き方改革が進み始めたな

どで、未払い賃金の請求問

題も早期に結論を出すこと